

第1274号 全3ページ
2020年 5月中旬号

町からのお知らせ



興部町防災ハザードマップを作成しました

町では、新たな「興部町防災ハザードマップ」を作成しましたので、全戸に配布させていただきます。

災害への備えや洪水・土砂災害、津波災害のハザードマップなど掲載していますので、ぜひご家族の皆さんでご覧いただき、ご活用ください。

災害時の避難場所の確認をお願いいたします。

「身を守るために的確な行動を！！」災害から命を守るのは、あなた自身です。

◎お問合せ 総務課 総務厚生係 Tel82-2131

町立図書館の開館について

5月4日（月）に国・北海道から、新型コロナウイルス感染症対策による「緊急事態宣言」の期間延長が出され、町の社会教育施設等を5月7日（木）から5月31日（日）の間、「臨時休館」を延長させていただいておりますが、5月19日（火）から町立図書館を開館させていただきます。新型コロナウイルス感染症の予防対策を各自行ったうえ、ご利用ください。

市民の皆様には、ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いいたします。

【開館施設】

○図書館施設

開館日 5月19日（火）～ 町立図書館

※北海道等からの休業要請及び今後の感染症の状況によっては、この対応が変更される場合がありますのでご了承ください。

◎お問合せ 興部町教育委員会 社会教育課 Tel82-2552

健康推進係からのお知らせ

○脳ドック検診の中止のお知らせ

4月下旬頃に郵送いたしました「令和2年度 生活習慣病健診のご案内」の中で脳ドック検診をご案内いたしましたが、**新型コロナウイルス感染拡大に伴い、脳ドック検診実施機関の判断により、本検診が中止となりましたのでお知らせします。**

◎お問い合わせ 福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170までご連絡ください。

マイナポイントの申し込みが始まります

○マイナポイントとは、キャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイント（最大5,000ポイント）を国が対象者に付与する消費活性化策です。

（主にスマートフォン決済を対象とし、銀行引き落としのカード決済は対象外、カードのポイントによる決済は一部のみ対象となっています。）

○マイナポイントの対象者は、**マイナンバーカードで予約をした人に限られますので、マイナンバーカード以外では予約できません。**

○マイナポイントは令和2年7月から申し込みを開始し9月から実施される予定ですが、**事前にマイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定が必要になります。**

◎マイナポイントに関する仕組みなど疑問な点や、手続きにお困りの方を支援いたしますので、お気軽にご相談ください。

◆総務課 総務厚生係 Tel82-2131

消防演習中止のお知らせ

5月24日（日）に実施を予定していましたが **令和2年度興部消防団連合消防演習は、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大している状況を受け、今年度は中止することと決定いたしました。**

◎紋別地区消防組合興部消防団 消防署興部支署 Tel82-2136

消防署沙留派出所からののお知らせ

4月1日からの消防署沙留派出所の勤務時間が、変更になっておりますのでご確認ください。

毎週月曜日と木曜日 8:45～17:00

※月曜日と木曜日が祝日の場合は翌日に勤務日を変更します。

※上記時間以外は沙留派出所には職員が勤務しておりませんので、御用の方は興部支署へ連絡してください。

詳しくは町からのお知らせ3月中旬号をご覧ください。

◎お問合せ 紋別地区消防組合 消防署興部支署 Tel82-2136

マイナンバー「通知カード」の取り扱い変更のお知らせ

デジタル手続法の施行（本年5月25日頃予定）により、本人確認書類としての「通知カード」※（紙製のもの）の取扱いが変更となります。

※「通知カード」とは、平成27年11月～12月にかけて各世帯主宛に簡易書留で送付され、個人番号カード（写真付）の申請書と同じ用紙に印刷されており、切り離して使用するようになっていた紙製のカードです。その後、出生や国外からの転入者には後日送付されています。

デジタル手続法で設けられている通知カード廃止に関する経過措置の規定により、以下の場合には、通知カードを引続き番号確認のための本人確認書類として利用することが可能です。

- ・通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行う事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
- ・デジタル手続法施行日前までに変更手続きがとられており、デジタル手続法施行日以降変更を行うべき事由が発生していない場合

このため、以下の場合には、個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の提示を受けること等により番号確認が必要となります。

- ・デジタル手続法施行日前までに改姓や転居等により変更があり、かつ、デジタル手続法施行日前に変更手続きがとられていない場合
- ・デジタル手続法施行日以降、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

施行日以降のマイナンバー通知については、個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日等が記載された書面）が送付されることとなります。この通知書はマイナンバーを証明する書類とはなりません。（マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーカードの提示または住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提出が必要となります。）

通知カードに変更事項の記載がされていない方は、デジタル手続法の施行予定日（令和2年5月25日）までに「通知カード」「本人確認書類（運転免許証等）」をお持ちの上、住民課での手続きをお勧めします。

◎お問合せ 住民課 戸籍年金係 Tel 82-2164

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

興部町では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者または後期高齢者被保険者の方が感染または感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間において、傷病手当金の支給を行います。

1. 対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ・興部町国民健康保険または興部町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で療養のため労務に服することができず、その期間給与の支払いを受け取ることができなかった方

2. 支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

3. 支給額

直近の連続した3か月間の
給与収入の合計額を就労日 × 2/3 × 対象となる日数
数で除した金額

※ただし、1日当たりの支給額の上限があります。

4. 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

5. 申請方法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ず事前にお電話でご相談ください。**

◎お問合せ 福祉保健総合センター 介護支援課 保険医療係 Tel 82-4140

6月は児童手当現況届提出月です

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するために、毎年6月に現況届の提出が必要です。受給者の方には5月下旬に案内文書を送付しますので、必要書類を用意のうえ、6月中に手続きされますようお願いいたします。

※『現況届』を提出されないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください

○受付日時及び場所

日 時	受付場所	対象地区名
6月1日(月)～30日(火) 8:30～17:15	福祉保健総合センター 「きらり」	興部・北興・宇津・秋里・豊野 (沙留・住吉・富丘)
6月8日(月) 12:00～16:00	沙留公民館(研修室)	沙留・住吉・富丘

※8日以降は沙留公民館でも受付しています。

◎お問合せ先 福祉保健総合センター 福祉保健課 社会福祉係 (Tel 82-4120)

身体障がい者・精神障がい者に対する 令和2年度軽自動車税種別割の減免について

身体障がい者またはその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で、障がい者本人が運転する車または、生計を同一にする方がもっぱら障がい者のために運転(通学、通院、通所または生業)する車については、軽自動車の課税免除(減免)の適用が受けられます。
(ただし一人の身体障がい者等について1台とし、事業用車を除きます)

○減免に該当する障がいの該当者については、「町からのお知らせ5月1日号」をご覧ください。
か、下記担当までお問い合わせください。

- 手続きに必要なもの
- ①運転免許証
 - ②身体障害者手帳、戦傷病手帳または療育手帳等
 - ③印鑑
 - ④令和2年度軽自動車税種別割納税通知書
 - ⑤自動車車検証

○減免の手続き

上記に該当し減免を受けようとする方は、令和2年度軽自動車税種別割納税通知書が到着しだい **6月1日(月)** までに、住民課税務係または沙留出張所に申請書を提出して下さい。
(なお、申請書は住民課税務係および沙留出張所にあります。)

※昨年度、減免決定となった方につきましても、減免申請が必要となりますのでご注意願います。お問い合わせは、住民課 税務係 (Tel 82-2164) まで

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

町では平成30年度からヘルプマーク及びヘルプカードの配布を開始しています。

『ヘルプマーク』とは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、着用することで周囲に配慮を必要としていることを知らせて、援助を得やすくするものです。

『ヘルプカード』とは、障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときに掲示するものです。

○配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など
援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方

○配布場所 福祉保健総合センター 福祉保健課 社会福祉係 Tel 82-4120

○配布方法 配慮を必要としている方に、必要事項を確認し、無償配布しています
(郵送での取扱いはできません)

※ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ひまわり基金法律事務所無料法律相談(事前予約制)のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

- ・日 時 6月2日(火) 10:00～12:00 (一人30分程度を予定)
- ・場 所 福祉保健総合センター「きらり」
- ・相談内容 法律相談全般
(例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他)
- ・事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。(前日の17:00までに連絡)
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。
- ・相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 梶本 貴之
- ・電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 Tel 0158-26-2277

【目指せ! 5000日!】
令和2年5月15日
町内の交通死亡事故ゼロ4656日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

